

日本行動分析学会 倫理綱領

I. 前文

日本行動分析学会の会員（以下、会員）は、人間の尊厳を深く認識し、その基本的人権を尊重するものである。

会員の諸活動は、人間に関する知識の蓄積と活用にあるが、それは人間の幸福と福祉の増進に貢献することを目的とする。

この目的のための研究活動や臨床活動においては、動物（脊椎動物）・研究対象者および援助を求めてきた者の、健康・福祉・安全に十分留意し、努力する義務をもつ。人間においては、対象者が、研究・治療への参加・選択・中断の自由を保有していることを認め、動物においては、その自然保護にも十分留意する義務がある。

会員は得られた知識・情報を伝達する自由と権利を保有しているが、それにとまなう責任を自覚し、発言の公正と客観性に努める。他の研究者の権利、および研究対象者やクライアントの人権に対して十分配慮し、社会に対する影響についても考慮する必要がある。

以上のような主旨にもとづき、以下に述べる諸原則に従う。

II 研究活動

1. 人間

(1) [研究対象と方法の適切さ] 研究者は研究の計画と実施においては、適切で最もふさわしい対象と方法を選ぶこと。なお、動物でも可能な研究の場合には、なるべく人間を対象にしないこと。また、研究の対象となる人間に対して、研究内容と方法が倫理的に認められ得るものであるか否か、慎重に検討すること。

(2) [対象者の自由の保証] 対象者が研究への参加を辞退したり、中断したりする自由をもっていることを尊重すること。特に、プライバシーにかかわる研究の場合には、研究者はできるかぎり対象となる人間に研究の内容について説明し、同意を得ること。

(3) [対象者への偽りの補償] 研究者と対象者の関係は率直で正直なものであること。研究上やむをえず、研究の意図を隠したり偽ったりする必要がある場合には、この理由と研究の意義や内容について、十分妥当な理由を社会に対して説明できること。なお、終了後なるべくすみやかに対象者に説明すること。

(4) [対象者への危害の除去] 対象者に対して、身体的・心理的な苦痛や危険および継続的な被害を与えないこと。やむを得ずそのような可能性のある研究を行う場合には、できるかぎり最小限にすること。なお、実験にあたっては、前もって対象者の同意を得ておくこと。なお万一、研究対象者に好ましくない影響が生じた場合には、これを必ず除去すること。

(5) 【治療契約のある対象における研究】 治療契約のある対象に研究を行う場合には、上記各号に加えて、臨床活動の綱領にも従うこと。

(6) 【契約関係のない対象における研究】 学校、病院、家庭、各種施設、職場などにおいて、治療契約関係のない対象に研究を行う場合には、当該現場の責任者の許可を得ること。また、できるだけ関係者全員の同意を得るように努めること。研究の性格上、全員の同意を得ることが困難な場合は、十分妥当な理由を社会に対して説明できること。また、上記各号に加えて、臨床活動の綱領にも従うこと。

2. 動物

(1) [動物関係法規の遵守] 研究において動物を使用する際には、「動物の愛護及び管理に関する法律」を初めとする動物関係法規を遵守すること。

(2) [動物の適切使用] 動物実験を行うにあたっては、研究目的を達成するために、どうしても動物実験が必要であることを明言できること。動物実験以外の方法や最小の個体数での実験について検討すること。また、授業などでデモンストレーションや初等訓練を行う際には、ビデオ映画やコンピューターシミュレーション等の活用にも努めること。

(3) [使用動物の入手] 動物の種の選定は研究目的によく合致したものであること。また、入手経路をよく確認し合法的に入

手されたもののみを使用すること。特に、野生の動物を使用する際には自然保護に留意し、外国からの輸入動物の場合はワシントン条約の遵守に努め、必ず輸入業者に相手国の輸出許可証およびわが国への輸入許可証を確認すること。研究結果を公表する際には、必ず入手経路と種名を明示すること。

(4) [飼育管理の適正] 実験動物の飼育管理は、その種の習性をよく考慮し、総理府告示「実験動物の飼養、保管等に関する基準」（昭和55年3月27日：告示第6号）およびその解説書に従って、飼育者と実験動物の両方の健康を守るものであること。経済性・飼育者の保健衛生や労働の軽減を重視するあまり実験動物の保健衛生や苦痛の軽減が犠牲にならないように努力すること。

(5) [手術と拘束] 実験上やむを得ず手術や拘束を必要とする場合は、麻酔等で苦痛の除去に努めること。また、術後の回復期間は十分にとり、拘束装置には徐々に馴化させること。常に、実験動物に不必要な苦痛を与えていないかを反省し、待機改善に努力すること。

(6) [強化刺激と食餌制限の適正] 実験手続き上、正の強化刺激でも嫌悪刺激でもよい場合には、前者を用いること。ただし、過度の摂食・摂水制限にならないように体重変化に注意すること。また、可能な場合には、食餌制限を行わないで集団で飼育し、実験セッション時にのみ個体を移動させる方法の導入に努めること。

(7) [嫌悪刺激の使用] 嫌悪刺激の使用頻度や強度は必要最低限にすること。ただし、研究目的が達成されないほど低くしすぎないように留意すること。また、研究目的を損なわない限り、動物が嫌悪刺激を制御できるような実験手続きを用いること。

(8) [動物の再利用] 実験が終了したときには、他の実験や他の研究者による再利用に努めること。そのためにも、できるだけ個体ごとの飼育簿を備えて、使用歴を明確にすること。ただし、この多重利用のために同じ個体に生命にかかわる大手術を繰り返してはならない。また、殺処分が必要なときは、(4)の総理府基準にもとづいて安楽殺を実施し適切に死体を処理すること。

(9) [野生動物の使用] 野生の動物を研究の対象とする場合には、自然保護に留意し、そのまわりの生態系に悪影響をおよぼさないように注意すること。また、地域住民の福祉やプライバシーを損なわないように気をつけること。当該地域の自然環境に関する条例を熟知し、それを遵守すること。

III 臨床活動

(1) [クライアントの人権の保証] セラピストは、クライアントの治療を受ける権利、および、危害からの自由の権利を常に保証するように努力しなければならない。

(2) [セラピストの立場の自覚] 診断・治療・助言は職業的治療関係の中でのみ行う。セラピストは権威的立場におかれることがあるため、クライアントがその圧力に屈し、本人の意志に反して性的パートナーや、研究の被験者などにさせられやすい。したがって、クライアントがセラピストの私的利益に利用されることのないよう特別な注意を払うこと。

(3) [クライアントの治療参加の任意性] クライアントが治療参加を決定する際には、セラピストは、参加への圧力を排除し、治療方法とセラピストとに関するクライアントの選択の自由と、クライアントが途中でやめる自由を保証する。

(4) [クライアントの同意] クライアントが治療や研究への参加に同意を与える場合は、正しい情報（介入の性質と目標・辞退する自由・予想される利益と損失・複数の介入選択肢）が与えられ、強制のない事態での意志決定が保証され、かつ関連する情報を理解し判断する能力があることが証明されることが望ましい。

(5) [クライアント保護における費用便益比] 臨床研究・サーブスに参加するクライアントにもたらされる利益は、それによって生じる可能性のある危険を必ず上まわるように十分考慮されるようにすること。

(6) [クライアントと代理者の関係] 治療依頼者がクライアントと別人の場合（親・教師・裁判所・公共機関等）、それらの人々の利益よりもクライアント自身にとっての利益のほうが、優先されるよう配慮すること。

(7) [治療目標の選択] 治療の目標を決定する場合は、目標が明確に文章化され、その決定過程にクライアントが参加し、そしてその決定された目標にクライアントが任意性をもって同意することが望ましい。さらにその介入がもたらすクライアント自身に対する短期的・長期的利益や、それと周囲の人々が得られる利益との違い等が、適切に考慮されるようにすること。

- (8) [治療方法の選択] クライアントに対して、不快度・治療期間・費用・証明されている効果・制約度などに違いのある複数の選択肢が提示され、それらに関して理解できる言葉での説明がなされる（情報を与えられる）ようにすること。
- (9) [嫌悪刺激の使用] 嫌悪刺激は原則として使用しない。やむを得ず嫌悪刺激を使用する介入においては、クライアントに対して嫌悪度に差がある複数の技法が提案され、クライアント本人かまたはやむを得ぬ場合は代理者が技法の決定に参加し、そしてその技法の使用に同意を与えることが必要である。なお、嫌悪刺激の種類や頻度、強度については十分に配慮すること。また、嫌悪刺激への馴れによって生じる問題についても、事前に検討しておくこと。
- (10) [治療関係の秘密保護] セラピストは治療関係において入手したクライアントに関する情報を外部に漏洩しないこと。ただし、クライアントおよび他者の生命保護のために必要不可欠な場合は、その重要度を考慮した上で、クライアントの許可なしにクライアントに関する情報を外部に提供することができる。クライアントは診断と治療に関する情報を誰が知る可能性があるかについて、説明が与えられること。記録は厳重に保管され、関係者以外は接近できないようにすること。
- (11) [治療のアカウントビリティ] セラピストは治療の効果を客観的に評価する測定方法と記録システムを開発し、効果を監視すること。効果が上がっていない場合は他の方法を試み、それでも効果がない場合は治療関係を中断し、他のセラピストに照会する等の手段を講じること。
- (12) [証拠に基づいた治療] セラピストは、各種の介入技法に関して、その治療効果や副作用、制限条件などに関する客観的証拠について常に情報を収集し、最善の技法をクライアントに提供すること。
- (13) [治療技術の錬磨と最高のサービス提供の原則] セラピストは常にサービス能力を向上させるための研鑽を積み、新しい技法や、価値の変化に対して偏見のない態度をもつこと。そしてすべての活動の中で、クライアントに対する最高のサービスの提供を最優先させること。
- (14) [診断テストの実施] テストを実施する場合は、その性質・目的、および、結果をクライアントが理解できるように説明すること。
- (15) [テスト情報の扱い] テスト解釈は、証拠にもとづく妥当なものになるように注意し、またテスト情報のうち、誤解されたり濫用されたりする可能性のある不要な情報はファイルから除去すること。

IV 研究・著作の公表

- (1) [資料の秘密保護] 個人情報とは個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきであるとする「個人情報の保護に関する法律」の基本理念を遵守すること。得られた研究対象者やクライアントの個人的な資料については、同法に従って厳重に保管し、秘密保護の責任をもつこと。公表する必要がある場合には、対象者やクライアントまたは法的保護責任者の同意を得ること。
- (2) [研究の公表] 研究成果については、各種学会大会や研究会などでの発表、論文や著書の公刊などを通じて、できる限り社会還元するよう努力すること。なお、研究成果公表に際し、現場研究の場合は現場責任者、臨床研究の場合はクライアントまたは法的保護者の同意を得ること。
- (3) [協同研究の発表] 数人のグループで行った研究活動や臨床活動の公表においては、共著とし、最も貢献したものを最初にあげること。研究協力者に対しては、脚注などで敬意を表すること。
- (4) [出典の明記] 研究の公表または著作において、それに直接関連のあった他者の公刊または未公刊の資料については、引用して出典を明らかにすること。
- (5) [資料公表の信義] 資料の捏造や改竄、他者が収集した資料のデータの剽窃は行ってはならない。また、公表した資料に重要な間違いを発見した場合には、資料の取り下げや訂正記事の発表などの方法により、間違いを修正しなければならない。
- (6) [重複公表の取り扱い] 既発表の資料や論文を再度公表する場合には、その旨を明記しなければならない。既発表のデータに新たな分析を行った結果を公表する場合も同じである。

V 公的発言

- (1) [広告・宣伝の公正] 商業的販売を目的にして、一般利用者に心理的用具・テスト・書籍などを開発し、販売することに関係したときは、広告や宣伝に偽りがなく、その影響について責任がもてるものであること。
- (2) [事業等の公正] 心理学的事業・ワークショップ・セミナーを行うときは、専門的立場からみてその権威や内容について誇張・扇動・不誠実がないよう公正かつ正確に提供すること。

VI 自己研鑽と機関内監視

- (1) [倫理の研鑽] 倫理綱領を十分理解し、実行できるよう、会員はつとめて、倫理思想や国内外の関連法規を学ぶ機会をもつこと。
- (2) [説明責任] 研究活動や臨床活動において、研究者やセラピストは、その活動内容や方法について、当該者以外の者に対しても、その適正さについて説明できること。
- (3) [所属機関内の監視] 大学・研究所・施設などに所属する研究者やセラピストは、所属する機関内の倫理基準を遵守すること。機関内に、倫理問題を審議するための会議体が設置されている場合には、その手続きに従うこと。

VII 違反行為への助言

会員は、他の会員が上記の倫理綱領に違反した行為をしている場合には、その状況を正すよう努力すること。

VIII 倫理委員会への提訴

- (1) 会員は、他の会員が倫理綱領に違反していると認識し正すことができないと判断したときには、倫理委員会に提訴することができる。(倫理委員会規定は別途に定める。)
- (2) 会員は倫理綱領に不備を認めるときには、倫理委員会に提訴することができる。

(1987年6月14日総会にて承認)

(2006年9月2日総会にて改正承認)

日本行動分析学会 倫理委員会規定

1. [目的] 会員の諸活動の倫理的公正さを維持するための活動を行う。
2. [業務] 倫理委員会は、次の活動を行う。
 - (1) 倫理綱領の審議。
 - (2) 会員からの提訴について調査し、倫理綱領に照らして適正か否かを審議し、結論を提訴された会員に勧告する。
 - (3) その他上記の目的達成のために必要と認められる活動。
3. [構成] 倫理委員会の構成は次の通りとする。
 - (1) 理事長は理事会に諮って委員を指名する。
 - (2) 委員は理事2名、会員3名とする。
 - (3) 委員長は委員の互選による。
 - (4) 委員の任期は3年とする。

(5) 委員に欠員が生じたときは、理事長は常任理事会に諮り、任期の残りを務める委員を追加指名する。

4. [倫理綱領の審議等の規定]

(1) 倫理綱領の内容の不備が指摘されたときには、これを審議し必要に応じて改正案を作成する。

(2) 改正案は倫理委員の3分の2以上の合意による。

(3) 委員会は改正案を理事会に提出する。

5. [提訴された問題の審議、勧告等の規定] 倫理委員会の審議は次の規定に従う。

(1) 会員から提訴があったとき、倫理委員会はただちに特別委員会を設置する。

(2) 特別委員会は、倫理委員会委員全員および倫理委員会で必要と認められた場合には増員された委員からなる。これらの委員は提訴された内容に応じて、人数・専門領域・所属・地域などを考慮し決定される。

(3) 特別委員会は、すみやかに提訴の内容について調査・審議し、結論を出す。特別委員会の結論は、委員の3分の2以上の合意による。

(4) 倫理委員会は結論を、提訴された会員に勧告する。提訴された会員は、これに不服がある場合には、再調査・再審議を要求することができる。

(5) 倫理委員会は、以上の経過を理事会および提訴した会員に報告する。なお、提訴された会員が最終勧告に従わない場合は、その処置を理事会に委ねる。

(1987年6月14日総会にて承認)

(2003年8月5日総会にて改正承認)

(2006年9月2日総会にて改正承認)